

## インターネット上の人権侵害等の防止に関する有識者会議設置要綱

### (設置)

第1条 インターネット上の人権侵害等を防止することを目的とする条例の制定等について検討するため、インターネット上の人権侵害等の防止に関する有識者会議（以下「会議」という。）を置く。

### (組織)

第2条 会議は、別表に掲げる委員で組織する。

### (会議)

第3条 会議は、兵庫県知事（以下「知事」という。）が招集する。

2 知事は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

### (謝金)

第4条 委員及び前条第2項に定める者が会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

### (旅費)

第5条 委員及び第3条第2項に定める者が会議に出席し、又は会議の職務を行うために旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

### (事務局)

第6条 会議の事務局は、県民生活部総務課人権推進室に置く。

2 会議の庶務は、事務局において処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年6月30日限り、その効力を失う。

### 別表（第2条関係）

（五十音順）

氏 名	所属・役職等
尾 崎 幸 弘	弁護士
木 下 昌 彦	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻教授
木 村 玲 欧	兵庫県立大学環境人間学部教授
中 井 伊都子	甲南大学学長、法学部教授